

北斗市男女共同参画

基本計画

平成28年3月

北斗市

個の尊重と男女が共に 輝きつづける社会をめざして

我が国の社会経済情勢は、人口の減少や少子高齢化の進展、家族形態や地域社会の変容、雇用・就業をめぐる変化、経済のグローバル化など、大きく変化しています。

このような状況に適切に対応し、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築するには、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる多様な人材の活用、新たな視点の導入、柔軟な発想など、男女共同参画社会の形成を強力に推進する必要があります。

しかしながら、一方では、男女共同参画を阻害する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、男女の差別的な取扱いや根強く残る性別による役割分担意識など、様々な課題が依然として残されています。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を創ることであり、市民が豊かに、また、健やかに暮らし、地域も活気に満ちた北斗市を実現するための基盤となるものです。市民の皆さんと手を携えて、この計画を着実に推進していきたいと考えておりますので、市民各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 28 年 3 月

北斗市長 高 谷 寿 峰

目 次

第1章 基本計画の考え方

1 策定の趣旨	・・・・・・・・・・ P2
2 性 格	・・・・・・・・・・ P2
3 期 間	・・・・・・・・・・ P2
4 基本理念	・・・・・・・・・・ P3
5 構 成	・・・・・・・・・・ P3
6 体 系	・・・・・・・・・・ P4

第2章 基本計画の内容

1 「テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い思いやりと 優しさを育む社会の形成」	・・・・・・・・・・ P6
2 「テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場 づくり」	・・・・・・・・・・ P9
3 「テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり」	・・・・・・・・・・ P11
4 計画の総合的な推進	・・・・・・・・・・ P14

第3章 資料編

1	関連用語	・・・・・・・・	P 16
2	日本国憲法（抜粋）	・・・・・・・・	P 20
3	男女共同参画社会基本法	・・・・・・・・	P 23
4	北斗市男女共同参画推進条例	・・・・・・・・	P 30